

出雲市トキによるまちづくり構想



出雲市トキによるまちづくり推進協議会

平成23年（2011）8月

目 次

はじめに トキとともに翔る 出雲の飛躍	1
第1章 環境先進都市「出雲」を目指して	2
1 基本理念	2
2 基本目標	2
3 なぜ、出雲でトキなのか	3
(1)国際保護鳥トキ	3
(2)トキ保護の歴史と出雲	4
(3)トキ分散飼育地としての役割	6
第2章 トキをシンボルとしたまちづくり	7
1 トキとともに翔る環境にやさしい出雲の将来像	7
2 多様な生き物との共生・生態系の再生	8
第3章 基本施策と施策の展開	9
1 生き物を育む農法のすすめ	9
(1)環境保全型農業の推進	9
(2)認証制度の構築	10
2 森林の再生と里山の保全	11
(1)荒れた森の再生と活用	11
(2)野生動植物にも人にもやさしい里山づくり	12
3 水環境の再生と保全	12
(1)水辺に親しむ	12
(2)水産資源を守るために	12
4 出雲の真のブランドに	13
(1)「朱鷺と翔る安心ブランド（仮称）」の確立	13
(2)環境先進都市出雲の全国発信	13
5 環境を学び理解する	14
(1)多様な種とともに共生するための人づくり	14
(2)つながる人の輪	14
基本施策と施策の展開例 及び 具体的な取り組み事例 （出雲市トキによるまちづくり推進協議会 資料から）	15～18
第4章 出雲の暮らしを豊かに	19
巻末 参考資料	
出雲市トキ分散飼育センターにおける平成23年繁殖結果	
出雲市トキによるまちづくり推進協議会 会則	
出雲市トキによるまちづくり推進協議会 委員名簿	

はじめに

トキとともに翔る 出雲の飛躍

19世紀までは、珍しくない鳥であった「トキ」。東アジアに広く分布していた鳥で、日本の各地で見ることのできる鳥でした。

トキが持つ朱鷺色とも呼ばれる綺麗な羽、あるいは食用を目的とした狩猟により、乱獲されたことが影響し、その数を減らしていきました。また、明治以降の近代化により、トキを含む多くの野生動物の生息環境が激変したことも、生息数の激減の原因とされています。

絶滅が危惧される中、1952年に特別天然記念物に指定、1960年の国際鳥類保護会議では国際保護鳥に選定され、日本国内でもトキ保護の動きが高まり、1967年、新潟県新穂村（現 佐渡市）にトキ保護センターが開設されました。

佐渡トキ保護センターでは、日本で保護したトキの飼育・繁殖を試みましたが、2003年に「キン」と名づけられたトキが死亡し、日本産のトキはいなくなりました。しかし、中国産のトキ（生物学的には全くの同一種）による人工繁殖が行なわれ、現在では、その数を増やすことに成功しています。

出雲市では、こうした国のトキ保護の取り組みや、トキ保護増殖事業計画に示されている「トキの分散飼育」に着目。一度は人間が絶滅に追いやったといっても過言ではないトキを、もう一度、野生下で羽ばたかせたいと、その一翼を担うことを決意し、出雲市トキ分散飼育センターを整備。平成23年1月に佐渡トキ保護センターから、4羽（2ペア）のトキを受け入れ、飼育・繁殖を行なっています。

一方で、トキを環境にやさしいまちづくりの新しいシンボルとして掲げることで、より安全・安心な住みよい出雲市を目指したいと考え、「出雲市トキによるまちづくり推進協議会」を立ち上げ、この度、「出雲市トキによるまちづくり構想」を策定しました。今後は、この構想の実現に向け、まちづくりを推進していきたいと考えています。

近い将来、日本各地の大空に、トキが舞うことを心から願い、トキとともに、出雲市がさらなる飛躍をするよう、皆様の一層のご理解と、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成23年（2011）8月

出雲市長 長岡 秀人



第1章 環境先進都市「出雲」を目指して

1 基本理念

出雲市では、「21世紀出雲のグランドデザイン基本計画」(平成22年3月)の第5章において、「21世紀環境先進都市の創造」を掲げ、「野生動植物との共生と自然環境保護」をうたっています。

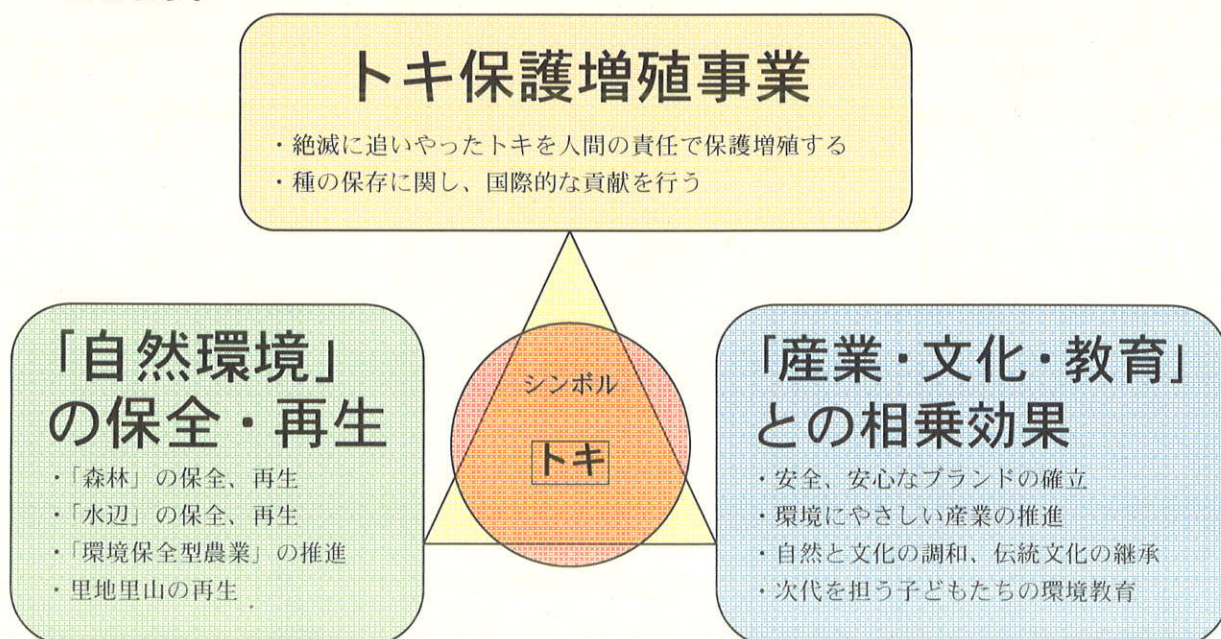
その基本方針では、「環境への負荷を低減し、本市の美しく自然豊かな海、山、川、湖を守り、育み、人と野生動植物が共生できる地域を創造します。」とあります。その施策体系のひとつに、「トキ保護増殖事業」があり、「国が計画しているトキの分散飼育の一翼を担い、国際保護鳥であるトキの保護増殖に貢献するとともに、トキをシンボルとして人と自然が共生できる地域づくりを推進します。」としています。

これを基本理念とし、出雲市の環境先進都市を目指したまちづくりを推進していきます。

2 基本目標

直接的には「トキの分散飼育」の役割を担うことで、国際保護鳥「トキ」の種の安定的存続に貢献するため、トキ保護増殖事業に取り組むことを基本目標とします。

また、このトキ保護増殖事業に取り組むことで、様々な波及効果を生み出し、まちづくりに繋げていきます。出雲の自然を舞台に、トキを環境にやさしいまちづくりの新しいシンボルとすることで、「自然環境」の保全・再生への意識の高まりや、「産業・文化・教育」との相乗効果を生み出していきます。そして、これらを広げていくことで『まちづくり』を推進していくことも基本目標とします。



3 なぜ、出雲でトキなのか

(1) 国際保護鳥トキ

トキは、学名を「ニッポニアニッポン(Nipponia Nippon)」といいます。学名に「ニッポン」の名を持つ鳥類はこの「トキ」しか無く、日本を代表する鳥と言っても過言ではありません。その名のとおり、かつては日本の各地



に生息していましたが、明治以降の近代化が進む中、生息環境が激変し、その数を減らしていきました。また、トキが持つオレンジともピンクとも言えない朱鷺色と呼ばれる美しい羽根や食用を目的とした狩猟により乱獲され、1920年代には絶滅したとされていました。

トキの激減に、農業における化学農薬の使用をうたう文献もありますが、日本各地で農薬を使用するようになったのは1950年代以降であり、その頃には既に日本のトキは数十羽に減っていたとされています。

いずれにせよ、トキの生息を脅かしたのは人間であり、「ニッポン」の名を学名に冠する日本の宝とも言える「トキ」を復活させるのも人間である我々の責任であると考えています。

分類	綱	鳥綱
	目	コウノトリ目
	科	トキ科
	亜科	トキ亜科
	属	トキ属
種	種	トキ

トキ（学名；Nipponia Nippon 英名；Japanese Crested Ibis）

◇体 長；70～80cm ※くちばしの先から尾羽の先までの長さ

◇翼開長；120～130cm ※翼を広げた時の右翼の先から左翼の先までの長さ

◇体 重；オスがやや大きく1,800～2,000g、メスは1,400～1,600g

◇主 食；野生下では、ドジョウ、サワガニ、カエル、昆虫など、もっぱら、動物性のエサを捕食します。

飼育下では、ドジョウ、馬肉人工飼料、市販トキ用ペレット（配合飼料）を与えています。

◇鳴き声；成鳥の鳴き声は「ターア、ターア」とカラスに似た鳴き声です。

◇繁 殖；2月～6月が繁殖期です。繁殖期には頸側部から黒い粉末状の分泌物を出し、水浴びの際に体に擦りつけ、黒灰色の繁殖羽になります。

自然下での産卵は、1日おきに1個ずつ、1度の繁殖期で4個前後の卵を産卵します。（※ 飼育下では、ペア毎に繁殖方法を決めます）

卵はニワトリの卵よりやや大きく（約70g）、薄い青緑色の地に褐色の斑点があります。

◇寿 命；はっきりとわかっていません。15～20年ぐらいとも言われています。飼育下では野生下より長生きするようです。

(2) トキ保護の歴史と出雲

1920 年代に絶滅したとされていたトキですが、1930 年代に入り、目撃例が報告され、生息が確認されたことから、1934 年に天然記念物に指定されました。この頃は、日本海沿岸の数箇所で生息が確認されており、佐渡島内でも 100 羽前後が生息していると推測されていました。

しかし、戦後、各地で消息が途絶え、佐渡での生息数も激減していたことから、1952 年に特別天然記念物に指定されました。禁猟区を設定したものの人間による開発に影響を受け、さらにその数は減少していきました。

その後、東京で開催された第 12 回国際鳥類保護会議において、1960 年に国際保護鳥に選定され、民間の愛護会や愛好家により、小規模な保護活動が行われるようになりました。

1967 年、新潟県によりトキ保護センターが開設、捕獲した日本産トキによる人工繁殖が試みられるも成功には至りませんでした。1993 年には環境庁（現環境省）により、佐渡トキ保護センターが開設され、トキ保護増殖事業計画が策定されました。

この頃から、中華人民共和国との共同により、トキの保護・繁殖が具体化し、中国産トキを受入れ、1999 年に初めて人工繁殖に成功しました。

2003 年には、日本産最後のトキ「キン」が死亡し、その後は、中国産トキによる人工繁殖により、その数を増やしています。

2007 年には、飼育下のトキが 100 羽を超え、翌 2008 年からは野生復帰を目指し、佐渡島において放鳥が開始されました。

2011 年 7 月現在、放鳥したトキ 60 羽のうち、41 羽の生存が確認されています。また、飼育下のトキは 190 羽まで増えています。

こうしたトキ保護の歴史の中で、鳥インフルエンザなどの感染症が発生した場合の危険回避などを目的としたトキの分散飼育地として、2008 年に出雲市を含む、全国 3 箇所が決定を受けました。

【トキ保護の歴史 略表】

1920 年代 絶滅したとされていた
1930～1932 年

佐渡島で目撃情報が報告

1932 年 加茂村（現 佐渡市）で営巣を確認

1933 年 新穂村（現 佐渡市）で営巣を確認

1934 年 天然記念物に指定

（この頃、生息数は 100 羽前後と推定）

《戦後》

1952 年 特別天然記念物に指定

1960 年 国際保護鳥に選定

1965 年～1981 年

国内の野生下のトキを捕獲飼育下におく。

1967 年 トキ保護センター開設

1993 年 佐渡トキ保護センター開設

1999 年 初めて人工繁殖に成功

2003 年 最後の日本産トキ「キン」が死亡

2007 年 国内飼育下のトキ 100 羽を超える

2008 年 佐渡島でトキ 10 羽を放鳥（以後、毎年放鳥）

同年 分散飼育地 3 箇所が決定（石川県・出雲市・長岡市）

出雲地方では、大正期まで宍道湖に飛来していたという記録があります。おそらく、江戸、明治期には普通に見ることのできる鳥であったと思われます。

約 280 年前、江戸時代中期の享保年間の終り頃、出雲国産物帳にトキの記述があります。また、内田映（ウチダ アキ）著「島根県の鳥類」では、その年表内で、「宍道湖には、しばしばトキ、ハクチョウ来る」の記述があります。

出雲市がトキの分散飼育に名乗りをあげた理由のひとつに、中国漢中市との交流があります。

1991 年からはじまる交流の中で、2000 年から漢中市洋県で保護・飼育されているトキの飼育費用を負担する「認養」を開始しました。そのうち、学名にニッポンを冠するトキ、かつては出雲の空でも飛んでいたトキを、我々の責任で出雲の空に復活させたいと、当初は中国から輸入してはどうかと考えていました。

しかし、各種法令などの制約があり、輸入は困難と判断、2004 年 1 月に告示された国の「トキ保護増殖事業計画」の分散飼育のくだりに着目し、トキの分散飼育実施地に指定されるよう要望を行ないました。

何の経験も実績も無い出雲市がトキの分散飼育実施地に指定されるまで、トキ近似種の飼育・繁殖で実績を積むなどの様々な取り組みは、多くの方々の協力なくしては実現に至らなかったと考えています。

2008 年、トキ分散飼育実施地として決定を受け、2011 年 1 月 22 日、佐渡から 4 羽のトキを受け入れ、念願のトキ復活の一步を踏み出しました。

【出雲市におけるトキ分散飼育の経過】

1991 年・中国漢中地区との交流をはじめ
1996 年・中国漢中地区が“漢中市”に昇格、友好都市協定を締結

2000 年～

- ・漢中市との交流の中で、陝西トキ救護飼養センターのトキの認養開始

2004 年 1 月

- ・国が「トキ保護増殖事業計画」を告示
佐渡のトキの分散飼育を「飼育個体の分散」として表記

2004 年 5 月

- ・トキの分散飼育実施地に指定されるよう国に要望。以後、要望を重ねる

2005 年 1 月

- ・NPO 法人いずも朱鷺 2 1 設立
- ・出雲市トキ保護増殖基本計画策定委員会を設置

2006 年 3 月

- ・環境省に「出雲市トキ保護増殖基本計画」を提出

2006 年

- ・出雲市トキ近似種飼育施設 完成
アフリカクロトキ 5 羽の飼育を開始
ショウジョウトキ 4 羽の飼育を開始

2007 年 4 月

- ・トキ近似種飼育施設で初めて、アフリカクロトキの人工孵化に成功
(その後、現在まで 12 羽の人工孵化に成功)

2008 年 6 月

- ・環境省及び国のトキ飼育繁殖専門家会合の視察を受け、市の取り組みに高い評価を受ける

2008 年 7 月

- ・トキ近似種飼育施設で初めて、アフリカクロトキの自然孵化に成功
(その後、現在まで 9 羽の自然孵化に成功)

2008 年 12 月 19 日

- ・環境大臣から「トキ分散飼育実施地」として決定を受ける
※ 石川県、新潟県長岡市とともに 3 箇所が決定

2010 年 7 月

- ・出雲市トキ分散飼育センター 竣工

2011 年 1 月 22 日

- ・佐渡トキ保護センターから、トキ 4 羽 (2 ペア) の移送を受け分散飼育を開始

(3) トキ分散飼育地としての役割

国内におけるトキの飼育は、佐渡トキ保護センター及び佐渡トキ野生復帰ステーションを中心に、緊急避難的に分散した多摩動物公園（東京都）で行われています。

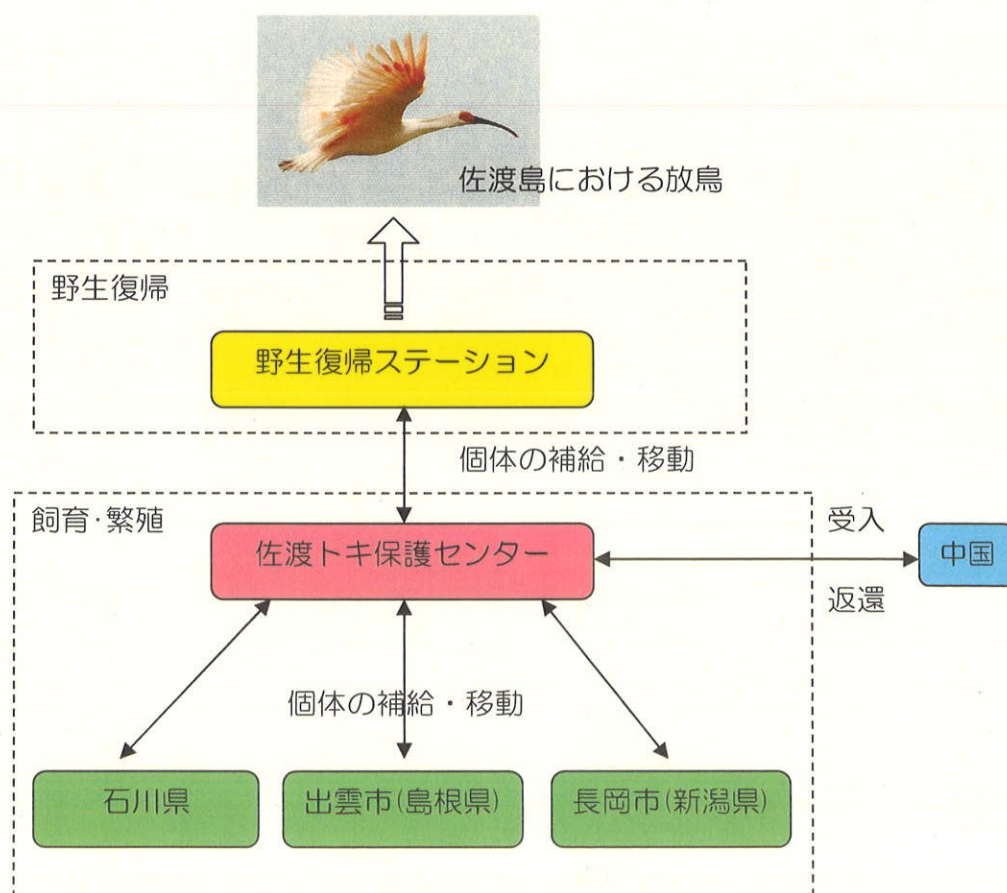
分散飼育実施地としては、石川県、島根県出雲市、新潟県長岡市の3箇所が平成20年に決定を受け、うち「いしかわ動物園（石川県）」が平成22年から、「出雲市トキ分散飼育センター」が平成23年から飼育を開始、間もなく長岡市でも飼育が開始されます。

トキの分散飼育には、次の3つの意味があります。

- ① 鳥インフルエンザ等の感染症の危険回避
- ② 遺伝的に多様な個体群の複数形成
- ③ トキの飼育・繁殖技術の普及、分散

トキの分散飼育地は、国のトキ保護増殖事業計画の一翼を担い、国際保護鳥トキの種の安定的存続に貢献するための役割を持っています。

<トキの飼育・繁殖と野生復帰>



第2章 トキをシンボルとしたまちづくり

1 トキとともに翔る環境にやさしい出雲の将来像

「環境」とは「地球環境」「自然環境」「環境破壊」「環境の再生」など、様々な言い回しで使われることが多い言葉です。一言で「環境」と言ってもその大きさに、人の力で再生しよう復元しようと言うのもおこがましく思えますが、今まで人間が少なからず「環境」に悪影響を与えてきたことは否定できません。

これから、「環境」に与える影響をみんなで考え、負荷を低減する方法など、どんな小さなことからでも、どのように対処していくかが問われていると感じています。

出雲市では、「環境の世紀」と呼ばれる今日、「トキ」を環境にやさしいまちづくりの新しいシンボルとして掲げることにより、より安全・安心な住みよいまちづくりを推進し、「21世紀環境先進都市の創造」を目指し、全国へ、そして世界へ発信していきます。

全国へ、そして世界へ発信する 21世紀環境先進都市の創造

トキをシンボルとしたまちづくり
より安全・安心な住みよい出雲市

～ 人と野生動植物が共生できる地域づくり ～

「自然環境」の保全・再生

- ・「環境保全型農業」の推進
- ・「森」の保全・再生・活用
- ・「里山」の保全・再生
- ・「水辺」の保全・再生
- ・出雲らしい「景観」の創造

トキの保護・増殖

- ・人間が絶滅に追いやったトキを人間の責任で保護増殖する
- ・種の保存に関し、国際的な貢献を行なう

「産業・文化・教育」との相乗効果

- ・安全、安心な出雲産品のブランド力を高める
- ・産業、観光の推進
- ・自然と文化の調和、伝統文化の継承
- ・次代を担う子どもたちの教育（学び）

種の保存で国際貢献するとともに、生態系の再生、「環境」への負荷低減に努め、安全・安心なふるさと出雲を後世に残す

経済効果を生み出すことにより、長期的に事業の継続を可能にするとともに、出雲の暮らしを豊かにする

全国・世界に向けて発信できる出雲市に、誇りを持って生活する

2 多様な生き物との共生・里地里山における生態系の再生

国のトキ保護増殖事業計画においては、トキの飼育・繁殖のほか、野生復帰に向けた取り組みも行なわれています。

2003 年に策定された、国の「環境再生ビジョン」の中で、トキの野生復帰（放鳥）について「およそ 10 年後（2015 年頃）に、小佐渡東部に 60 羽のトキを定着させる。」という目標を掲げ、2007 年からトキの野生順化訓練を開始、2008 年以降、現在まで、計 4 回、60 羽の放鳥が行なわれ、41 羽が生存しています。

トキが生息できる環境を整えることは、トキのエサとなる生き物はもちろん、そこに棲む多様な生き物の生息環境を整えることにつながり、里地里山の本来あるべき生態系が再生できると考えています。

出雲市を含む分散飼育地においては、野生復帰（放鳥）の計画は現段階ではありませんが、そう遠くはない将来、この出雲の地でも野生復帰が計画されることを信じ、多様な生き物との共生・生態系の再生に取り組んでいきます。



第3章 基本施策と施策の展開

1 生き物を育む農法のすすめ

(1) 環境保全型農業の推進

人が環境のためにできることを考えるとき、「自然を守ろう、再生しよう」と唱えることがありますが、大それたことなのかもしれません。

これまでに、人が人のために行い、それによって人の暮らしが豊かになったことは事実です。しかし、その裏側で消えていったものがあることも事実です。化学農薬や除草剤の普及は、田畑、野、川の生態系を変えてしまいました。これを元のとおりに戻していくことは困難なことではありますが、これからの新しい農業として、環境への負荷をできるだけ低減することによって、少しでも生き物たちが戻ってくる、または、これ以上、減っていかないようにしていくことが必要と考えています。

「環境保全型農業」の推進は、そんな思いを実行に移していくことから始まります。

この環境保全型農業の推進に関しては、先進地があります。トキをシンボルとして取り組む新潟県佐渡市、コウノトリをシンボルとして取り組む兵庫県豊岡市などです。長年の取り組みを経て、成功にたどり着き、現在も継続して取り組みを展開しています。



兵庫県豊岡市への視察

出雲市においても、これら先進地の事例を参考にしながら、出雲ならではの取り組みを行なっています。

《施策の展開例》

○有機農業の推進・技術確立

- ・無農薬、減農薬、減化学肥料への取り組み 実証圃での研究

○除草剤を使わない農法の推進・技術確立

○冬水田んぼ（冬期湛水）の取り組み

○用水、畦畔への魚道設置

○水田、水路における「江」の設置、蓋掛け

○耕作放棄地、休耕田対策

- ・適切な管理、ビオトープとしての活用

○普及・啓発

- ・農家を対象とした普及・啓発
- ・住民を対象とした普及・啓発 田んぼの生き物調査



除草剤を使用しない除草のデモ

(2) 認証制度の構築

環境保全型農業の推進とともに取り組み、相乗効果を生み出す施策として、認証制度の構築が考えられます。先進地の事例を紹介してみましょう。

《新潟県佐渡市 トキ》

『トキと暮らす郷づくり認証制度…認証米』

定められた5項目を満たして栽培された米を、佐渡市が認証する制度。

- ①佐渡市で栽培された米であること
- ②栽培者がエコファーマーの認定を受けていること
※エコファーマーは新潟県が認定する。
- ③農薬、化学肥料を減らして栽培された米であること（5割以上削減）
- ④生き物を育む農法により栽培された米であること
（下記のいずれかを実施していること）

- ・水田・水路での江の設置
- ・冬水田んぼの実施
- ・魚道の設置
- ・ビオトープと水田の連携

生物多様性を育む

- ⑤生き物調査を実施していること。

※ 佐渡市資料から抜粋

《兵庫県豊岡市 コウノトリ》

『豊岡市認証ブランド「コウノトリの舞」…水稻及び野菜』

定められた基準を満たす作物を、豊岡市が認証する制度。

- ①残留農薬が国基準の1/10以下であること。
- ②栽培方法及び検査結果を公表していること。
- ③《水稻》化学肥料・農薬の使用が慣行の1/2以下であること。
《野菜》環境に配慮した施肥していること。

こうして栽培された米や野菜、それを原材料とした加工品（お酒など）を、コウノトリをシンボルとして手間に見合った価格で販売している。

○販売例

- ・コウノトリの郷米…慣行農法で栽培された米の1.2倍～1.5倍の価格
- ・清酒 … 1升瓶で10,000円 など

『生き物を育む「考える農業」の取り組み』

おいしいお米とコウノトリのエサとなる生き物を同時に育む。

- ・農薬の不使用または7割削減
- ・化学肥料の栽培期間中不使用
- ・温湯消毒（種もみを湯で消毒する）
- ・中干し延期（オタマジャクシがカエルになるまで田んぼの水を残す）
- ・早期湛水（田植え1ヶ月前から田んぼに水を張る）
- ・冬期湛水（冬の間、田んぼに水を張る）
- ・深水管理（田んぼに深く水を張る）

※ 豊岡市資料から抜粋

こうした先進地の事例を参考にしながら、出雲の特色を出した認証制度を構築し、出雲ブランドのひとつとして、全国へ、そして世界へ発信することを目指します。

《施策の展開例》

- 島根県エコファーマー認定制度の活用
- 島根県エコロジー農産物推奨制度の活用
- トキをシンボルとした認証制度の構築
 - ・出雲の特色を出した認証制度の検討、研究、構築
 - ・認証マーク等の作成
 - ・出雲ブランドと連携し、表示、普及啓発、全国発信
 - ・生産者側、消費者側への普及啓発

2 森林の再生と里山の保全

(1) 荒れた森林の再生と活用

森林は、水を蓄えきれいにしたり、建築材としての木材の生産など、多様な公益的機能を持っています。かつては、薪などの「燃料庫」であり、果樹、山菜、きのこなどの「食料庫」であり、子どもたちが遊ぶ「庭」でもありました。人の暮らしが大きく変わり、森林と人との関わり方が大きく変化した今、山へ入る人は減り、管理も行き届かなくなっているのが現状です。

また、松くい虫による松枯れや、カシノナガキクイムシによるナラ枯れによる森林の荒廃も深刻な状況にあります。

既存の森林整備事業を促進するとともに、森林の新たな需要を見出し、もう一度、人が山に入る仕掛けづくりを進めることによって、荒れた森林の再生を図り、活用を考えていきます。

《施策の展開例》

- 間伐、受光伐の促進
 - ・間伐材の利活用
- 侵入竹林の伐採
- 松枯れ、ナラ枯れ対策の推進
 - ・伐倒駆除、薬剤樹幹注入
 - ・広葉樹への樹種転換、植樹
- 作業道の整備
- 地元産材の見直し、利用促進
- 森林の新しい需要を考える
 - ・バイオマスエネルギーの普及啓発
 - ・山の恵み「旬の味」を新たな出雲ブランドに
 - ・山を「遊び場」に、環境教育に活用



(2) 野生動植物にも人にもやさしい里山づくり

森林保全是、長期のサイクルで行なわなければなりません。既存の事業、制度を十分に活かしながら、継続して行なうことが重要です。

かつての人々がそうしていたように、森林を多様に活用し「森」の恵みを享受するとともに、管理することによって、多様な野生動植物と共存できる野生動植物にも人にもやさしい里山づくりを目指します。

3 水環境の再生と保全

(1) 水辺に親しむ

水を取り巻く環境が変化し、子どもたちが魚とりをしている姿はほとんど見ることはできなくなってしまいました。子どもたちが安全に、安心して魚とりができるような環境は、トキをはじめとする生き物たちの生息環境としても適しています。子どもたちが水辺に親しむ姿があらゆる場所で見ることができる水辺の保全、再生を目指します。

《施策の展開例》

○河川改修に併せた、水際に近づける、遊べる水辺の整備

・親水公園、親水エリア、親水護岸の整備

○ビオトープ等の整備

・水生生物や昆虫が生息できる環境整備

・耕作放棄地、休耕田の利活用

・管理団体の育成

○環境教育と連携した、子どもたちが行う「生き物調査」



生き物調査で採集した水生生物や昆虫

(2) 水産資源を守るために

川、湖、海などあらゆる水を取り巻く環境の保全、再生につとめ、少なくなった水生生物や特産につながる水産資源を守ります。

《施策の展開例》

○川、湖、海の水環境の保全、再生

・河川、湖岸・湖底、海岸・海底の清掃活動

・環境パトロールの実施、ボランティアの育成

○水生生物の生息環境保全

・生息調査、環境調査の実施

・魚道の設置などの生息環境整備 地元産間伐材を利用した魚礁の設置

○環境にやさしい漁業の推進

・魚（魚粉）を利用した環境にやさしい堆肥づくり。安価での提供

・漁船、漁具の再利用

・生息環境、生態系、資源を守るための漁獲制限

・水素燃料船舶の研究、開発

4 出雲の真のブランドに

(1)「朱鷺と翔る安心ブランド（仮称）」の確立

出雲市において、ただトキを飼育して繁殖させ、将来の放鳥を夢見ているだけでは、事業としても継続していくことは困難です。トキをシンボルとした様々な取り組みを、新たな出雲の真のブランドとして「朱鷺と翔る安心ブランド（仮称）」を確立し、経済効果を生み出すことで、事業の継続的展開を目指します。

《施策の展開例》

○エコファーマー認定やトキをシンボルとした認証制度との連携

- ・島根県のエコファーマー認定やエコロジー農産物の推奨との連携
- ・トキをシンボルとした認証制度との連携

○農作物、水産物、加工品等のブランド化

○ブランドマークの作成、表示、普及啓発

○トキ関連の商品開発の推進、民間企業等への働きかけ

○観光地との連携

- ・出雲圏域の観光地としまね花の里やトキ学習コーナーを結ぶ観光ルートの構築、PR
- ・観光地での出雲ブランドの販売、PR



佐渡で販売されている、数々のトキ関連商品

(2) 環境先進都市 出雲 の全国発信

「朱鷺と翔る安心ブランド（仮称）」を確立し、市内、県内、そして全国へ発信し、環境先進都市 出雲をPRしていきます。

《施策の展開例》

○普及啓発の促進

- ・イベント開催などの普及啓発、全国発信

○様々な媒体を活用した情報発信

- ・インターネットの活用 トキ関連のホームページを開設
- ・マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌など）の活用

○トキを飼育する他県市との交流イベントなどで全国にPR

○出雲ブランド「トキと翔る安心ブランド（仮称）」の全国展開



5 環境を学び理解する

(1) 多様な種とともに共生するための人づくり

トキをシンボルとした環境教育を推進します。特に次代を担う子どもたちの環境教育に力を注ぎ、子どもの環境に対する意識を高めることによって、家庭でできる小さな取り組みから地域における取り組みへ、そして全市に展開する取り組みへと繋げていくことを目指します。

市民一人一人が、何かひとつでも意識を持って、環境のことを考えた取り組みを行うことで、多様な種とともに共生できる出雲、21世紀環境先進都市 出雲を目指し、出雲市に住むことを誇りと思えるまちづくりを推進していきます。

《施策の展開例》

○学校教育における環境学習への取り組み推進

- ・読本、教材の作成及び活用
- ・トキ講座、出張講座の開催
- ・「エコライフチャレンジしまね」への参加促進

○生涯学習講座、出雲科学アカデミー講座の開設

- ・出雲科学館の活用、各コミュニティへの出張講座の開催

○出雲市トキ学習コーナーの整備、運営、活用



平成23年4月23日にオープンした出雲市トキ学習コーナー

(2) つながる人の輪

出雲市内、県内、そして全国において、トキに限らず、環境を考えて各地で活動している各種団体やサークルなどがたくさん存在します。

目的や目標を同じくする団体などがお互いに連携し、様々な事業を自発的に展開できる環境を整えていくとともに、市民、県民の環境保全に対する意識を高めていきます。

《施策の展開例》

○環境に関連する団体、サークル等のネットワーク構築

- ・インターネットの活用
- ・各種団体やサークルの紹介、仲介など

○各種団体、サークル等への活動助成

○トキや希少動物を飼育する他県他市との交流事業の展開

《基本施策と施策の展開例 及び 具体的な取り組み事例》

※ 第2回 出雲市トキによるまちづくり推進協議会 資料から)

産業 (環境含む)	分野	基本施策	施策の展開例等	具体的な取り組み事例等 ※既存事業事例を含む	短・中・長期	備考
農業	環境保全型農業	環境保全型農業推進事業 ※各地区で展開されているものを、将来的には全市に広げる	○有機農業の推進 無農薬、減農薬、減化学肥料への取り組み等	・実証圃場における研究(実証試験) ・農家を対象とした講演会の開催 ・農家を対象とした巡回シリーズの「講座」の開催 ・消費者を対象とした講演会の開催 ・消費者を対象とした巡回シリーズの「講座」の開催	短・中・長期	○平成19～21年度 ・実証圃場による試験研究 ○「農地・水・環境保全型農業」の現状 (※平成22年度現在) ・農薬、化学肥料の5割以上の削減、13集落10組織 ・生態系保全:18組織 ・水質保全:8組織 ・草刈保全:58組織 ○平成21年度、出雲市アグリビジネススクール ・「環境保全型農業」講座 全3回を開催 ○平成21年度に、除草のデモを開催
			○除草剤を使わない除草	・農家を対象とした実証圃場でのデモンストラレーション、研修会の開催	中・長期	
			○冬水田んぼ(冬期湛水)の取り組み	・農家を対象とした講演会の開催 ・冬水田んぼを実践している先進地の視察研修の開催		
			○水田、水路における「江」の設置	・農家を対象とした講演会の開催		
			○用水、畦畔への魚道設置	・先進地視察研修の開催 ・設置補助制度の構築		
林業	荒廃山林対策	環境保全型農業推進事業 循環型畜産業推進事業	○普及啓発	・農家向け啓発パンフレットの作成 ・消費者向け啓発パンフレットの作成	中・長期	
			○鳥根県エコファーマー認定制度 鳥根県エコロジー農産物推奨制度の活用	・鳥根県のエコファーマー認定制度の活用 ・「鳥根県エコロジー農産物」推奨の活用 ・エコファーマーの認定者数、導入面積の増に向けた取り組みの推進	既存 中・長期	○鳥根県のエコファーマー認定 ・出雲市内の認定者数:172名(平成22年度現在) ○「鳥根県エコロジー農産物」推奨制度 ・推奨マークを農産物に貼り付けて販売できる
			○認証制度の構築、普及啓発、PR	・トキをシンボルとした認証制度の検討、研究、構築 ・認証マーク等の作成 ・ブランド化事業と連携し、商品のブランド化、ブランドマーク等の作成及び、表示、普及啓発活動の展開	短期 中・長期	
			○耕作放棄地の管理、活用促進	・活用促進ワーキンググループ等での検討、研究、実証 ・耕作放棄地対策の先進地視察	中・長期	
			○ビオトープの整備	・整備及び管理の先進地事例の研究、先進地視察 ・整備後の活用 ・管理者(個人、団体、ボランティア等)の育成	中・長期	
漁業	環境保全型漁業	環境浄化	○環境にやさしい畜産業の推進	・家畜糞尿の発酵処理及び堆肥の製造、利用促進、新エネルギーへの活用 ・農家に対し、安全で良質な堆肥を低価格で供給 ・市民へのPR	中・長期	
			○間伐、受光伐の促進	・間伐材の活用など	長期	○神西湖の事例 協議会の取組み (神西湖漁協・出雲地区森林組合・出雲市) ・間伐材を利用した漁獲の実験 (間伐材の利活用拡大と漁獲量増を目指す試み)
			○侵入竹林の伐採	・既存事業計画(森林整備計画など)の見直し、検討、充実 ・市民へのPR		
			○広葉樹への樹種転換、植樹			
			○作業道の整備			
環境保全型農業	環境浄化	水環境保全事業	○川、湖、海の環境浄化	・河川、湖岸・湖底、海岸・海底の清掃活動 ・漂着ゴミの発生源の特定及びゴミを流さないように働きかける ・環境バトロール、市民ボランティアの育成、PR	中・長期	
			○生息環境整備	・生息調査、環境調査(塩分濃度など)の実施 ・環境教育との連携、子どもたちと「生き物調査」をするなど ・生息環境整備	中・長期	
			○環境にやさしい漁業の推進	・魚(魚粉など)を利用した環境にやさしい堆肥づくり。安価での提供 ・漁船、漁具の再利用 ・生息環境、生態系、資源を守るための漁獲制限など ・水素燃料船舶の研究・開発	中・長期	○水素エンジン船舶の研究・開発 ・平成20年11月 平田船川でデモ運転 ・平成22年2月 神西湖でデモ運転 (H16～旧平田市、H17～NPO21世紀出雲産業支援センターに引継)

産業	分野		基本施策	施策の展開例等	具体的な取り組み事例等 ※既存事業事例を含む	短・長期	備考
	商業	ブランド化					
環境 (生活環境)	河川	河川整備	河川公園・ 親水護岸整備事業	○エコファーマー認定や トキをシンボルとした認証制度との連携	・エコファーマー認定、島根県エコロジー 農産物の推奨との連携 ・トキをシンボルとした認証制度との連携 ・農産物だけでなく、それを原材料とした加工品を含め、認証する ・出雲の安心ブランドとして売り出す	短期 中・長期	
				○農作物、加工品等のブランド化		短期 中期	
				○ブランドマークの表示、普及啓発	・ブランドマーク(トキマーク等)の作成 ・ブランド商品にブランドマークを貼る ・ブランド商品のアンテナショップを開設	中・長期	
				○トキ関連の商品開発の推進	・トキ関連商品開発の推進(民間企業等への働きかけ) ・開発された商品のPR/イベントの作成 ・開発された商品のアンテナショップ開催	短期 中期	
				○他観光施設との連携(出雲大社など)	・出雲及び出雲圏域の観光地と、しまね花の郷やトキ学習コーナーを 結ぶ観光ルートの構築(旅行代理店等への働きかけ) ・開発されたトキ関連商品を観光地で販売	短期	
				○水際に近づける、遊べる護岸の整備	・県管理河川の改修時における親水護岸等の整備要望 ・親水公園、親水エリア、親水護岸の整備	中・長期	
				○魚道工等の整備	・アユなどの魚の遡上を助ける魚道工を整備	中・長期	
				○ビオトープ等の整備	・水生生物や昆虫が生息できる環境整備 (野鳥のエサ場になりうる整備)	中・長期	
				○川のボランティア(仮称)の育成	・河川浄化に取り組む市民団体、サークル等の育成 ・活動費の助成	短期 中期	
				○家庭排水の改善、普及啓発	・講演会の開催 ・数回シリーズ「講座」に開催 ・学校教育との連携による、子どもたちへの環境教育 ・(炭やほかしを利用した)河川浄化に取り組んでいる市民団体の 取り組みの紹介	中・長期	
教育	公園	河川浄化	河川浄化推進事業	○川への不法投棄撲滅(環境パトロール)	・環境パトロール隊の編成、パトロール実践 ・河川浄化清掃活動への助成	短期 中期	
				○河道の確保	・川の流れが滞らないように、河道確保(堆積土砂の浚渫等)を行なう ・浚渫の充実、刈り取った葦の利活用(発酵後、堆肥にするなど)	長期	
				○環境に配慮した緑あふれる公園の整備	・公園整備計画に環境保全型公園の整備を盛り込む ・既存公園の活用	中・長期	
				○バイオマストイレの活用	・公園整備では環境にやさしいバイオマストイレを設置		
				○「出雲のトキ」読本の作成、活用	・「出雲のトキ(仮称)」読本の作成 ・「出雲のトキ(仮称)」読本の活用、希望校への配付	短期 中・長期	
				○学習カリキュラムへの組み込み	・既に各小・中学校が取り組んでいる環境学習を充実 ・「出雲のトキ(仮称)」読本を作成し、希望校へ配付、活用する		
				○エコライフチャレンジしまねへの参加	・エコライフチャレンジしまねに市内全校が参加する	短期	
				○トキフェスティバルでの研究発表	・コンクールの開催(トキ作文、トキ図画コンクール)、作品展示 ・学校、クラス等で取り組んだ研究の発表機会を設ける ・夏休みの自由研究の発表機会を設ける	短期 中・長期	
				○農林高校の飼育研修受入れ	・農林高校インターシップ(校外研修)の受入れ (トキ近似的飼育研修など)	短期 中・長期	○平成21年度に、3名の研修を受け入れた
				○他県市のトキ飼育地等との交流事業	・トキを飼育する他県、市の小・中・高校生との交流環境学習 ・子ども環境サミットの開催	短期 中・長期	

教育	分野	基本施策	施策の展開例等	具体的な取り組み事例等	※既存事業事例を含む	短・中・長期	備考
社会教育	社会教育・生涯学習	自然環境学習支援事業	○環境活動団体等(こどもエコクラブ等)への活動助成	・学習会開催時への支援・助成 (講師データベースを構築し講師派遣、講師謝金助成など) ・活動プログラムへの活動費助成	短期 中・長期		
		講座開設事業	○生涯学習講座の開設 [出雲科学アカデミー等] 各種講座計画	・環境・トキを題材とした生涯学習の推進を図り、市民が地域社会の一員として、それぞれの役割を適切に果たす中で、暮らし豊かな地域社会の実現が図られる活動の構築を目的に各種講座を企画する *環境教室・講演会等の開催 *町内会・自治会・コミセン等の地域組織への出前講座の開催 *その他、環境・トキを題材とした生涯学習講座の開催	短期 中・長期		
			○出雲科学アカデミー各種講座の開設	【環境講座】 【食育講座】 【自然学習講座】 【循環型社会学講座】 【環境総合学習講座】			
		生涯学習フェスティバル事業	○出雲市生涯学習フェスティバルの開催 [全市・地域別合同事業]	・あらゆる資源を題材に、生涯学習の一貫として学習成果の発表並びに還元を目的に生涯学習フェスティバルを開催 ・次世代交流事業を実施することにより環境教育を推進し、市民及び行政が、それぞれの地域において、特色ある自然環境との共生や伝統文化の尊重、多様な経済産業の発展を図り、豊かで魅力あふれるまちづくりを進める。	短期 中・長期		
		出雲科学館 自然科学・環境学習事業	○トキカメラの設置 ○トキ企画展示 ○トキ(学習コーナー)見学 ○子ども科学学園	・神西湖カメラと切り替えて見ることでできるカメラの設置、映像の提供 ・トキの様子や飼育センターの様子を観察 ・剥製や卵の展示 ・トキの歴史や生態、トキ保護の取り組みなどを紹介する企画展示 ・トキ学習コーナー(可能ならばトキセンター)への見学、体験学習 ・飼育員の話を聞いたり、エサづくりなどを体験 (自然・環境を考える一連の教室の一部にトキの学習を組み入れる) ・申し込み制の子ども科学学園のテーマに、トキについての学習を組み入れる	長期		
		トキ学習コーナー整備事業	○トキ学習コーナーの整備・運営・活用	・トキとトキの巣の様子を大型モニターでリアルタイムで放映 (来訪者がスイッチングできるようにする) ・トキの歴史や生態、保護の取り組みなど、解説パネルや写真を展示 ・剥製や骨格標本、卵の標本を展示 ・「出雲とトキ(仮称)」読本やパンフレット等を設置 ・トキや希少動植物に関連する書籍を設置 ・飼育員やトキボランティア(仮称)の解説による学習会、教室の開催	短期 中・長期		
		花とトキのフェスティバル事業	○花とトキフェスティバルの開催	・環境をテーマに「花とトキのフェスティバル」を開催 (県の花の郷、市のトキとの連携イベント)	短期 中期		○平成19年度に、実行委員会形式で開催 ・「トキと花のフェスティバル」 (フローラ、すずみ・トキ近似種飼育施設・しまね花の郷)
		環境教育交流事業	○他県市のトキ飼育地との交流事業	・トキを飼育する他県、市と共同研修、学習	短期 中期		
		交流都市環境サミット事業	○交流提携都市で行なう環境サミット	・出雲市と出雲市の交流提携都市とが参加する環境サミットの開催 (こどもサミットでも可)			
		トキネットワーク構築事業	○環境等各分野の団体・サークル等のネットワーク構築	・トキに限らず、環境等を考える各種団体、サークル等のネットワークを構築する 目的や目標を同じくする団体等がお互いに連携し、各種事業を自発的に展開できる環境を整備する 市が行う各種事業への参画、協力を得られる体制整備にもなる また、市民が自発的に取り組みが行なえるしくみづくりを行い、市民レベルでの盛り上がり促す。	短期 中・長期		

情報	分野	基本施策	施策の展開例等	具体的な取り組み事例等	※既存事業事例を含む	短・中・長期	備考
情報	情報発信・普及啓発	出雲いき情報発信事業	○飼育しているトギの情報発信	・広報いずもに「トギニュース」のコーナー ・出雲市トギ分散飼育センターのホームページ開設 写真や動画を活用した、親しみのあるホームページを作成 トギQ&Aコーナー ・トギを飼育している他施設とのリンク	短期 中・長期	短期 中・長期	
			○取り組み(前述各事業)の情報発信	・「広報いずも」を活用した情報発信			
			○普及啓発	・ペンフレット等による普及啓発 ・市のシティカラーを朱鷺色にする 公用車(ラインでも可)、封筒、名刺の台紙等に朱鷺色を使用する など			

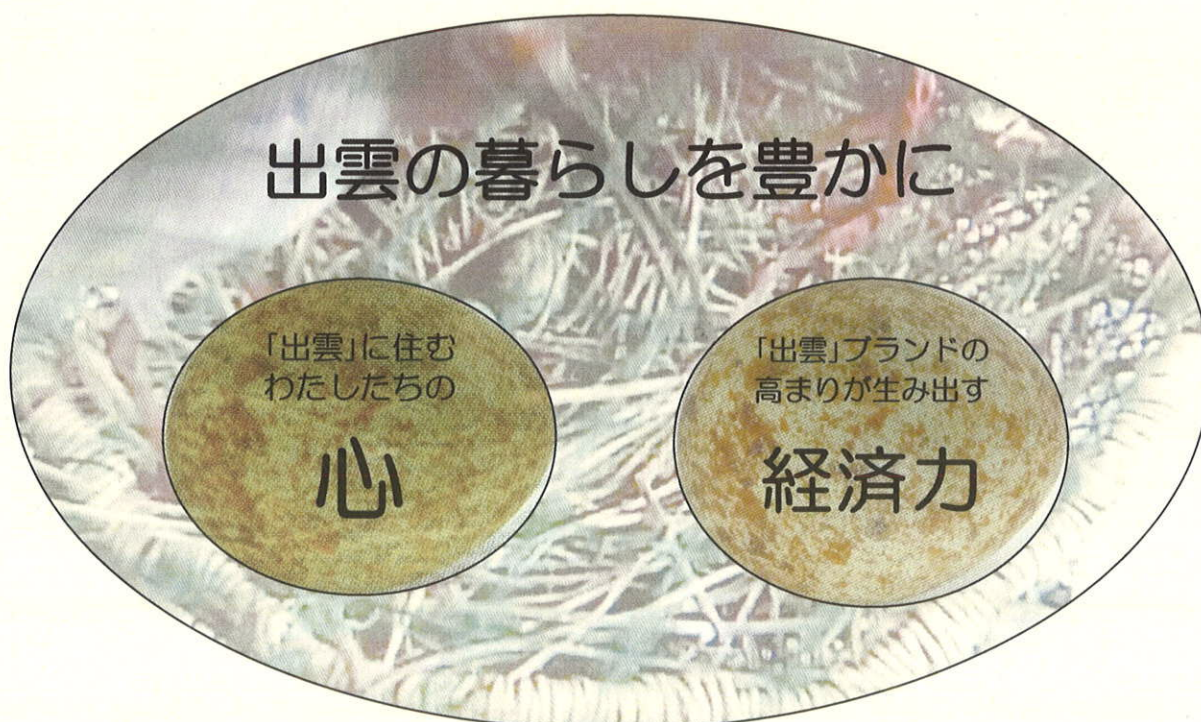
第4章 出雲の暮らしを豊かに

トキをシンボルとしたまちづくりは、一朝一夕で実現できるものではありません。直ぐに取り組むことができ効果が現れるものもあれば、長い時間をかけてまたは継続的に取り組むことで、次第に効果が現れるものもあります。

トキを見つめ、環境を考える「教育(学び)」は、出雲に住む私たちの「心」を豊かにします。また、各産業との相乗効果による経済効果が生み出す経済力は、私たちの生活を経済的にも豊かにします。

いずれも、長期的に事業に取り組むことが不可欠であり、行政と民間、そして住民の知恵と力をつなぎあわせ、共同でまちづくりを推進していく必要があります。

全国、そして世界に発信できる「出雲」、住んでいることを誇りに思える「出雲」のまちづくりを推進していくことで、出雲に住むわたしたちの心も生活も豊かな「出雲」を目指していきます。



【 参 考 資 料 】

【出雲市トキ分散飼育センターにおける 平成 23 年の繁殖実績】

1. N ペア（雄；2002 年生まれ 9 歳、雌；2004 年生まれ 7 歳）の状況

＜今期最終結果（第 1 クラッチ 5 個・第 2 クラッチ 4 個）＞

- ・ふ化 6 羽
- ・無精卵 1 個
- ・発育中止卵 1 個
- ・破卵 1 個



	産卵確認日	採卵時 卵重	ふ化日時	ふ化の方法	ふ化時 体重	個体No.	雄雌
第 1	2011/3/20	83. 83g	2011/4/17 14:37	人工ふ化	63. 43g	299	オス♂
	2011/3/22	78. 85g	2011/4/18 14:05	人工ふ化	61. 43g	300	メス♀
	2011/3/24	74. 52g	2011/4/20 03:30	人工ふ化	57. 23g	303	オス♂
	2011/3/26	75. 55g	2011/4/22 06:00	人工ふ化	58. 23g	306	メス♀
	2011/3/28	75. 91g	発育中止卵	—	—	—	—
第 2	2011/4/6	73. 61g	無精卵	—	—	—	—
	2011/4/8	80. 84g	2011/5/6 00:03	人工ふ化	63. 21g	326	オス♂
	2011/4/10	77. 40g	2011/5/7 15:35	人工ふ化	59. 59g	330	メス♀
	2011/4/12	—	※ 親鳥が巢内で抱卵、転卵中に破卵				

2. A F ペア（雄；2007 年生まれ 4 歳、雌；2009 年生まれ 2 歳）の状況

＜今期最終結果（第 1 クラッチ 3 個・第 2 クラッチ 3 個）＞

- ・ふ化 5 羽（うち、1 羽死亡）
- ・無精卵 0 個
- ・発育中止卵 1 個



	産卵確認日	採卵時 卵重	ふ化日時	ふ化の方法	ふ化時 体重	個体No.	雄雌
第 1	2011/4/20	68. 49g	2011/5/19 03:24	人工ふ化	52. 71g	337	オス♂
	2011/4/22	66. 18g	発育中止卵	—	—	—	—
	2011/4/24	63. 49g	2011/5/21 17:40	人工ふ化	47. 45g	339	メス♀
第 2	2011/5/8	69. 11g	2011/6/4 19:00	人工ふ化	49. 88g	348	オス♂
	2011/5/10	66. 07g	2011/6/6 04:00	人工ふ化	49. 73g	349	メス♀
	2011/5/12	64. 75g	2011/6/8 01:28	人工ふ化	48. 41g	350	6/15 死亡 ♂



出雲市トキによるまちづくり推進協議会 会則

(目的)

第1条 国のトキ保護増殖事業におけるトキ分散飼育の一翼を担い、国際的な希少種の保護や自然との共生社会の実現を目指すとともに、地域・住民と行政の協働によるトキをシンボルとしたまちづくりを推進することを目的とする。

(役割)

第2条 推進協議会は、トキをシンボルとしたまちづくりにおける、次の事項について、協議及び検討を行う。

- (1) トキの保護増殖に係る取り組みへの理解増進に関すること。
- (2) 人や動植物にやさしい環境づくりや、環境に対する住民の啓発に関すること。
- (3) 次代を担う子どもたちの環境教育に関すること。
- (4) 農業、林業、漁業、商業、観光の振興に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項。

(組織)

第3条 推進協議会は、島根県、出雲市及び各種団体を代表する委員をもって構成する。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

2 推進協議会の会長は、出雲市長をもって充てる。

(顧問)

第5条 推進協議会には、顧問を置くことができる。

(会議の運営)

第6条 推進協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めたときは、協議の内容に応じた該当委員及び委員以外のものを構成員とする分科会を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局は、出雲市産業観光部農業振興課に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成22年8月20日から施行する。

「出雲市トキによるまちづくり推進協議会」委員名簿

平成23年(2011)8月18日現在

所 属		委 員 (敬称略)	備 考
島根県	島根県知事	溝口 善兵衛	顧問
出雲市	出雲市長	長岡 秀人	会長
島根県	農林水産部 次長	石黒 裕規	
	農林水産部 森林整備課 鳥獣対策室長	山口 和志	
出雲市議会	環境経済委員会 委員長	萬代 輝正	
各種団体等	出雲商工会議所 会頭	江田 小鷹	
	いずも農業協同組合 代表理事組合長	米原 稔	
	神西湖漁業協同組合 代表理事組合長	田中 正人	
	出雲地区森林組合 代表理事組合長	手銭 白三郎	
	出雲観光協会 会長	今岡 一朗	
	古志地区自治協会 会長	林 要一	
	神門地区自治協会 会長	高瀬 守史	
	神西地区自治協会 会長	野津 邦男	
	出雲市立河南中学校 校長	中島 康博	
	出雲市立神戸川小学校 校長	澄田 俊成	
	出雲市立神西小学校 校長	横木 行夫	
	NPO 法人いずも朱鷺21 顧問 (島根県議会議員)	佐々木 雄三	
	NPO 法人いずも朱鷺21 顧問 (出雲市議議員)	寺田 昌弘	
	NPO 法人いずも朱鷺21 理事長	原田 孟	
	NPO 法人国際交流フラワー21 理事長	青木 広幸	
	NPO 法人川と湖といきいき神西 理事長	糸賀 忠夫	
	NPO 法人川と湖といきいき神西 (出雲市議会議員)	米山 広志	
出雲市	産業観光部 部長	児玉 俊雄	
	産業観光部 農林水産調整監	片寄 治紀	
【事務局】 出 雲 市	産業観光部 農業振興課長	川瀬 新	事務局長
	〃 農業振興課 トキ分散飼育係長	金築 健志	
	〃 農業振興課 トキ分散飼育係	浅津 智一	

大好き
出雲!